

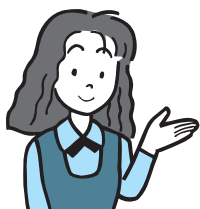
住民票・所得証明書など 時間外受け取りの電話予約を受け付けます

市役所の開いている時間に来庁できない方のために、市民生活課と税務課では電話による各種証明書の予約を受け付けています。平日の8時30分から17時までの間に電話で予約をいただくと、時間外に受け取りができます。

なお、電話予約では交付できない証明書もありますので、予約するときに係員にご確認ください。

受付担当	取り扱う予約	予約受付	交 付	受け取る時に必要なこと
市民生活課 ☎75-6116	次の証明書の交付 ①住民票の謄・抄本 ②印鑑証明書(印鑑登録手帳または印鑑登録証カードを持参してください)	月～金曜日 (祝日除く)	【場 所】 宿直室 (庁舎裏玄関横) 【時 間】 月～金曜日 17時30分～20時 土・日・祝日 8時30分～20時	予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か、同一世帯の方に限ります。また、受取者確認のため免許証など身分を証明するもの(顔写真付)を提示してください。
税務課 ☎75-2126	次の証明書の交付 ①所得証明書(被扶養者などで未収入の場合は、簡易申告が必要になりますので、この場合電話予約はできません) ②課税証明書 ③納税証明書	8時30分～17時		予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か、本人からの委任状をお持ちの方に限ります。また、受取者確認のため免許証など身分を証明するもの(顔写真付)を提示してください。

3月末・4月初めは 土・日曜日の午前中も 転入・転出を受け付けます



右の日程の午前中に転入・転出を受け付ける窓口を開設します。平日に手続きができない方はご利用ください。

開設窓口	取り扱う手続き	日 時
市民生活課 ☎75-6116	○転入・転出・転居手続きとそれにとまなう国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続き (免許証等、本人を確認できる書類が必要) ○転入・転出・転居にとまなう児童手当、保育所手続き等のための所得証明書の発行受付 (後日、本人に郵送します)	【開設日】 3月27日(土) 3月28日(日) 4月3日(土) 4月4日(日) 【時間】 9時～12時
福祉健康課 ☎75-6118	○転入・転出・転居にとまなう乳幼児医療費助成、児童手当受給の手続き	

国民年金付加年金の受給額は 200円×付加保険料納付月数です

- たとえば付加保険料を10年間納付した場合、
付加保険料(納める額)
400円×120月(10年)=48,000円
付加年金額(上乗せされる額)
200円×120月(10年)=24,000円(年額)
2年間で納めた付加保険料と同額となり、
たいへんお得です

付加保険料を納めて ちょっと国民年金をふやしませんか？

- 第1号被保険者・任意加入被保険者が、月々の定額保険料に付加保険料400円をプラスして納めると、65歳から受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。
- 付加年金は定額ですので物価スライド(増額・減額)しません。
- 国民年金基金に加入している方は利用できません。

■問い合わせ・申し込み

佐賀年金事務所 ☎31-4191
多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159